

自治基本条例 他市町村比較表

資料4

平成30年7月末現在

		龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
1	人口／面積	77,099人／78.55km ²	38,287人／38.00km ²	18,993人／140.59km ²	45,219人／30.03km ²
2	条例名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
3	施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
4	文体	常体(だ・である)	敬体(です・ます)	敬体(です・ます)	常体(だ・である)
5	条文数	36	32	37	33
6	前文	○	○	○	○
7	目的	○	○	○	○
8	条例の位置付け	○	○	○	○
9	定義	○	○	○	○
10	まちづくりの基本理念	○	○	○	○
11	市民の権利	○	○	○	○
12	市民の役割と責務	○	○	○	○
13	こどものまちづくりへの参加	○	—	—	—
14	地域コミュニティの役割	○	○	—	—
15	地域コミュニティ活動の推進	○	○	○	—
16	地域コミュニティへの支援	○	○	○	○
17	議会の役割と責務	○	○	○	○
18	議員の役割と責務	○	○	○	○
19	市長の役割・責務	○	○	○	○
20	執行機関の役割と責務	○	○	○	○
21	職員の役割と責務	○	○	○	○
22	情報共有	○	○	○	○
23	個人情報の保護	○	○	○	○
24	参加の促進	○	—	○	○
25	参加の方法	○	○ (村民意見の公募のみ)	○ (町民意見の公募のみ)	○ (パブリックコメントのみ)
26	意見への対応	○	○ (説明責任の項目で規定)	○	○

		龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
27	附属機関への参加	○	—	—	○
28	住民投票	○	○	○	○
29	最上位の計画に基づく市政運営	○	○	○	○
30	行政改革	○	—	—	—
31	財政運営	○	○	○	○
32	行政評価	○	○	—	○
33	行政手続	○	—	—	○
34	説明責任	○	○	○	—
35	政策法務	○	—	—	—
36	危機管理	○	○	○	○
37	法令遵守及び公益通報	○	—	—	—
38	組織体制	○	○ (執行機関の責務として規定)	—	○
39	要望等への対応	○	○ (説明責任の項目で規定)	—	○
40	国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	○	—	○	○
41	国際社会における連携及び協力	○	—	○	—
42	条例の検討及び見直し	○	○	○	○
A	事業者の役割	○ (市民の定義、役割に含む)	○	○	○ (市民の定義、役割に含む)
B	男女共同参画の推進	—	○ (まちづくりの理念のひとつとして規定)	△ (まちづくりの原則の中に、性別に関する文言)	—
C	子育て及び教育の推進	—	—	○	—
D	健康の増進及び福祉の向上	—	—	○	—
E	保険、医療及び福祉の連携	—	—	○	—
F	産業の振興と職場づくり	—	—	○	—
G	自治基本条例推進委員会の設置	—	○	○	—
H	条例の普及・啓発	—	—	—	○